

香美市協働のまちづくり条例 逐条解説（案）

（前文）

香美市市民憲章（平成24年4月1日）の前文には、先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指すことが謳われている。

平成18年に土佐山田町、香北町及び物部村が合併して誕生した香美市は、清流物部川源流域の豊かな自然に育まれている。

また、日本三大鍾乳洞の一つである龍河洞やアンパンマンミュージアム、奥物部山岳地帯は多くの観光客に喜ばれている。

この自然豊かな香美市で、誰もが幸せを感じられるまちづくりは、より多くの市民がまちづくりの主役として参加し、市民と市が「パートナー」として信頼関係を築き、それぞれの役割を認識し合いながら、協働でまちづくりを進めていく必要がある。

市民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の市民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、ここに香美市協働のまちづくり条例を制定する。

ここでは、この条例制定に至った背景や条例が目指している理想や目的などを述べています。

香美市市民憲章の前文に触れ、先人の築き上げてきた歴史とまちづくりの理想を踏まえ、より多くの市民がまちづくりの主役として参加し、市民と市がそれぞれの役割を認識し合い、協力して、誰もが幸せを感じられるまちづくりを進めていくための指針を示したものです。

（目的）

第1条 この条例は、市民と市の協働のまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への市民の参画を促進し、市民によるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

ここでは、この条例の制定目的を定めています。

この条例は、市民と市の協働のまちづくりについて基本的な事柄を定めることによって、まちづくり活動へより多くの市民が参画することを推し進めて、市民によるまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

- ア 市内に住所を有する人
- イ 市内で働く人
- ウ 市内で学ぶ人
- エ 市内で事業を営む人

オ 市内に土地又は家屋を有する人及び法人その他の団体

カ 市内で活動する人及び法人その他の団体

(2) 市 市長及びその他の執行機関

(3) 参画 市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に主体的に参加することをいう。

(4) 協働 まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、相互に補完しながら共に行動することをいう。

(5) 地域コミュニティ 居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会をいう。

ここでは、この条例の中で使われている用語の意味を定めています。

第1号「市民」について定めています。

協働のまちづくりに関する様々な活動には、本市に住所を有している人に限らず、市内に通勤、通学する人たち、また、事業者や土地・家屋の所有者、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠であるため、幅広く市民を定義しています。

第2号「市」について定めています。

市長及びその他の執行機関のことをいい、その他の執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を指し(地方自治法 180 条の 5)、これらの市の執行機関に属する職員も含まれます。

第3号「参画」について定めています。

市の政策等に関する計画などの立案や、その実施及び評価の各段階に主体的に市民が参加し、意思形成に関わることをいいます。

第4号「協働」について定めています。

まちづくりを推し進めるために、市民と市がそれぞれの果たすべき役割や責任を自覚して、対等な立場でお互いに連携、協力、補完しながら共に行動することをいいます。

第5号「地域コミュニティ」について定めています。

居住地域を同じくし、小さく言えば自治会や町内会、大きく言えば山田地区・香北地区・物部地区などの重なりあった集合体で、利害を共にする共同社会をいいます。

(基本理念)

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき、協働で行われることを基本とする。

(1) まちづくりは、市民の参画の下で進められなければならない。

(2) まちづくりは、市民と市が情報を共有し、役割と責任を分担しながら進められなければならない。

(3) まちづくりは、市民と市がパートナーとして、相互の立場を尊重しながら進められなければならない。

ここではまちづくりを進めるうえでの基本となる考え方を定めています。

第1号 まちづくりは、これまでの行政主導によるものではなく、市民の主体的な参画の下で進められなければならないことを定めています。

第2号 まちづくりは、市民と市がお互いの情報を共有し、それぞれの役割と責任を分担しながら進められなければならないことを定めています。

第3号 まちづくりは、市民と市が対等な関係で、それぞれの立場を尊重して協力しながら

進められなければならないことを定めています。

(市民の権利)

第4条 市民は、市政の情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

ここでは市民の権利について定めています。

市民は、市が行う政策の策定や実施などの情報を知る権利、そして、入手した情報などを基に市政に参画する権利を有しています。これらは権利であるため強制を伴うものではなく、市民の自主性を重んじるものです。

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの当事者として、まちづくりへの積極的な参画と、良好な地域コミュニティの形成に努め、協働のまちづくりに協力するものとする。

2 市民は、参画と協働に当たっては、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

ここでは協働のまちづくりを進めていくうえでの市民の役割について定めています。

第1項 ここで定める役割は法的な義務ではなく、市民が主体的に果たす役割として定めています。市民は、一人ひとりがまちづくりの主役となり、まちづくりへの積極的な参画と、住み良い地域コミュニティを作るために自らできることを考えて行動するなど、協働のまちづくりに協力することが求められています。

第2項 市民は、主体的に参画し協働のまちづくりを進める際には、自らの意見や行動に責任を持つよう努めることが求められています。

(市の責務)

第6条 市は、市政運営に当たって、市民の参画の機会を確保するよう努めなければならない。

2 市は、市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく市民に提供し、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めなければならない。

ここでは市の責務について定めています。

第1項 市は、市政運営の際には、協働のまちづくりが進められるように、市民の参画の機会を確保することが重要です。

第2項 市は、求められて公開する情報だけでなく、市政に関する情報を広報誌やホームページなどを通じて積極的に、かつ、分かりやすく市民に提供し、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めることを定めています。

(個人情報の保護)

第7条 市民と市は、香美市個人情報保護条例（平成18年香美市条例第14号）に基づき、協働のまちづくりの推進過程で生じる個人情報を適切に取り扱わなければならない。

ここでは市における個人情報の保護について、基本的なことを定めています。

個人情報は慎重な取り扱いが求められており、個人情報保護条例に基づき、協働のまちづくりの推進を行う際に生じる個人情報を適切に取り扱わなければなりません。

(議会の役割)

第8条 議会は、市民の参画する協働のまちづくりが、第3条の基本理念に沿って進められているのかを調査し、必要に応じて、助言しなければならない。

ここでは議会の役割について定めています。

議会は事務執行における調査、助言、意見を述べる監視機関として香美市議会基本条例に規定されており、市民の参画する協働のまちづくりが、第3条に定められている基本理念に沿って進められているのかを調査し、協働のまちづくりが適切に進められるよう、必要に応じて助言することと定めています。

(市民の参画の方法等)

第9条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市民の参画の方法等を規定した制度を定めなければならない。

ここでは市民の参画の方法等について定めています。

市は、協働のまちづくりを推進するため、情報公開や政策などの策定や実施など、市民の参画の方法や組織の設置などを規定した制度を定めることとしています。

(必要な組織又は機関の設置)

第10条 市は、協働のまちづくりを推進するため、必要と認める組織又は機関を設置しなければならない。

ここでは協働のまちづくりを推進するために必要な組織又は機関の設置について定めています。

市は、協働のまちづくりを推進するために、市長をトップとする「協働推進本部」などの横断的に対応できるような組織や機関の設置について定めています。

(協働推進計画)

第11条 市は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、協働推進計画を策定するものとする。

2 市は、協働推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

ここでは協働のまちづくりのための協働推進計画について定めています。

第1項 市は、協働のまちづくりを推進するために、協働推進計画を策定し、それに沿って進めていくことを定めています。

第2項 市は、協働推進計画の策定や変更の時には、広報やホームページなどに速やかに公表して広く市民に周知することを定めています。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例に定めるもののほか、この条例を施行するにあたって必要な事項については規則で定めています。